

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

〒100-0001 東京都千代田区甘楽(67)7655

健康課国係係

内線612

後期高齢者医療制度の新しい保険証を郵送します

8月1日から「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」が新しくなります。新しい保険証は「青色」で、下の封筒に入り7月中旬にお手元に届くように郵送します。

今お持ちの保険証は8月以降使えませんが、ご自宅で破棄するか、役場または、にここに甘楽まで返却してください。

自己負担割合

同一世帯の被保険者の今年度(平成31年度)の住民税課税所得により判定されます。住民税課税所得が145万円以上の人は3割負担、145万円未満の人は1割負担となります。

なお、平成30年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し、負担割合を判定します。

負担割合	判定基準
1割	①同一世帯に課税所得145万円以上の被保険者がいない場合 ②同一世帯の被保険者の収入額の合計が520万円未満(単身の場合は383万円未満)の場合 ③同一世帯の70歳から74歳の人と被保険者の収入額の合計が520万円未満の場合 注) ②③は申請が必要です
3割	上記以外の人

課税所得：所得合計から住民税の控除額を引いた金額



※「緑色」の封筒に入り、簡易書留で郵送します。受け取りには、受領印が必要です。



※保険証の色は「青色」

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合が記載されています。

サマージャンボ宝くじ
サマージャンボミニ

発売期間は
7月2日(火)から
8月2日(金)まで

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボの収益事業により、今年度は6区・10区・19区・21区・22区・23区で備品購入が行われました。

道の駅甘楽(☎74-5445)でも販売します。ご利用ください。



お買い求めは
県内の宝くじ
売り場で!

国民健康保険・後期高齢者医療制度の皆さんへ

■ 〇二〇二〇廿樂(67)7655 健康課国保係 内線611

医療費が高額になるときは

限度額適用・標準負担額

減額認定証の申請

「限度額適用認定証」を提示すると、病院での支払いが自己負担限度額までとなります。また、「標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代などが軽減されます。

下記の対象者で交付を希望される場合には、健康課国保係へ申請をしてください。

また、国民健康保険で現在交付を受けている人も7月31日で有効期限満了となりますので、引き続き交付を受けるためには更新手続きが必要となります。

- 申請に必要なもの
- ・ 印章
- ・ 保険証



《対象者》

	国民健康保険で 70歳未満の人 ※1	国民健康保険で 70～74歳の人	後期高齢者医療の人
限度額適用認定証	住民税課税世帯の人	現役並み所得Ⅰ・Ⅱの人 ※2	
限度額適用・標準 負担額減額認定証	国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人		住民税非課税世帯の人

※1 70歳未満の人は国保税を完納している世帯の人

※2 現役並み所得Ⅰは課税所得145万円以上380万円未満、現役並み所得Ⅱは課税所得380万円以上690万円未満の人

福祉医療費受給資格者証の更新が必要です

■ 〇二〇二〇廿樂(67)7655 健康課国保係 内線611

母子・父子家庭など受給

資格者証をお持ちの人へ

現在お持ちの証が7月31日で有効期限が満了となりますので、更新手続きをしてください。

現在交付を受けている人

平成30年分の所得状況を、町で確認させていただきます。所得税が非課税の人は引き続き受給資格者証を交付しますので、改めて申請してください。所得税が課税されている人は交付されなくなります。

なお、平成30年分所得を申告していない人は、交付対象となりません。申告の済んでいない人は、至急申告をしてください。

現在交付を受けていない人

18歳未満のお子さんのいる母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童に該当する人で交付を受けていない人は、健康課国保係に交

付申請手続きをしてください。平成30年分の所得税が非課税の場合は、受給資格者証を交付します。

高齢重度心身障害者の受給 資格者証をお持ちの人へ

現在お持ちの証が7月31日で有効期限が満了となります。

現在交付を受けている人

新しい受給資格者証を交付しますので、改めて通知します。

現在交付を受けていない人

身体障害者手帳1、2級・療育手帳判定A・障害者年金1級・特別児童扶養手当1級に該当している交付を受けていない人は、健康課国保係で交付申請手続きをしてください。



ふるさとづくり寄附金

敬称略・公表希望の方のみ掲載しています。6月16日入金確認まで掲載。総合計224,890,036円

① 歴史を生かしたまちづくりに関する事業
累計合計 309人 14,830,000円

② 自然環境の保全に関する事業
累計合計 350人 17,030,555円

③ 健康増進及び福祉の向上に関する事業
累計合計 218人 24,047,676円

④ 子育て支援に関する事業
累計合計 116人 9,464,200円

⑤ 産業の振興に関する事業
累計合計 138人 10,508,689円

⑥ 教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業
累計合計 349人 23,736,123円

氏名	金額
有限会社中野プラスチック（善慶寺）	700,000円

⑦ 住民参加のまちづくりに関する事業
累計合計 1,245人 37,736,021円

⑧ その他目的達成のために町長が必要と認めた事業
累計合計 658人 87,536,772円

●●● 善意に深く感謝し、
広く皆さんにお知らせします ●●●



甘楽町花火大会協賛募集中です

今年は町発足60周年記念！8月14日(水)に甘楽ふれあいの丘で盛大な花火が夜空を彩ります。

花火大会の協賛(ふるさとづくり寄附金の⑦事業)を募集しています。企業・個人(グループ可)一口1万円で、町内外者を問わず募集していますので、ぜひご協賛をお願いします。また、協賛者の公表は広報かんら9月号を予定しています。

「かんらふるさと大使」が7月1日付で再任されました。

大使は、甘楽町に縁のある全国各地で活躍されている方々に、町の歴史、文化などに関する情報の発信・紹介をお願いしています。

また、魅力あふれるふるさとづくりを進めていくうえで、ご自身の体験を通じたまちづくりへの提言をいただいています。

任期は令和3年6月30日までの2年間です。

氏名	職業等	住所	町との関係
飯野文江	写真家	埼玉県上尾市	小幡出身
一ノ瀬俊和	外務省研修所講師	東京都稲城市	姉妹都市交流通訳
今井和男	弁護士	東京都港区	小幡出身
古今亭駒子 (本名：高木厚子)	落語家	東京都北区	小川出身
佐藤嘉啓	会社社長	東京都青梅市	白倉出身
茂原史則	NPO法人理事	埼玉県さいたま市	小幡出身
田村貞男	作家・経営コンサルタント	埼玉県さいたま市	国峰出身
中野兼志	会社社長	東京都世田谷区	秋畑出身
増田金吾	東京学芸大学名誉教授	東京都杉並区	秋畑出身
柳沢正人	日本画家	東京都世田谷区	姉妹都市交流

(令和元年7月1日現在。五十音順、敬称略)

か

んらふるさと大使

離れていても
故郷を応援しています

国民年金保険料の免除・納付猶予制度のお知らせ

■ 住民課 住民係 内線 264

国民年金保険料の納付が困難なときは

免除・猶予の申請手続きを

保険料の全部

または一部を免除

国民年金は、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合には、申請して承認されると保険料の納付が免除などになる制度があります。

未納のままにすると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合がありますので、ぜひこの制度をご利用ください。

7月から

今年度の受付が始まります

一般免除などの申請期間は、令和元年7月から令和2年6月までです。過去2年1カ月分までさかのぼって申請することができます。



- 手続きに必要なもの
 - ・ 印章
 - ・ マイナンバーのわかるもの
 - ・ 年金手帳
- ※ 失業による申請は、雇用保険受給者証または雇用保険被保険者離職票の写し

免除・猶予制度には、下記のほかに学生納付特例、産前産後免除などがあります。

制度について確認したい場合は、お問合せください。

■ 問合せ先

高崎年金事務所

☎ 027(322)4299

■ 一般免除・猶予制度の種類と対象者

種類	一般免除				納付猶予
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
月額 の 保険料	—	4,100円	8,210円	12,310円	—
対象者	第1号被保険者				50歳未満の 第1号被保険者
審査基準	申請者・配偶者・世帯主の所得				申請者・配偶者の 所得
受けられる 期間	7月から6月まで (納付期限日から2年を経過していない期間)				
継続申請	可 (特例認定を除く)	不可	不可	不可	可 (特例認定を除く)
将来受け取 れる年金額	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	—

障害年金 受給者の 皆さんへ

障害状態確認届の手続きが変わります

20歳前の傷病により障害年金を受けている人は、毎年7月末までに所得状況届(はがき)の提出が必要でしたが、今年から原則として提出が不要となりました。また、今まで7月末までに提出していた障害状況確認届(診断書)は、誕生月の3カ月前の月末に送付され、誕生月の末日までに提出していただくようになります。



おはようは 家族の会話の だい一步
ひとりじゃない 家族はあなたの サポーター

(新屋小6年 畑野秀介)
(新屋小6年 吉田寛菜)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が
平成30年度に募集した「家庭の口」標語の
優秀賞作品です。(学年は30年度・敬称略)

毎月
第1日曜日
家庭の日